

城東中学校 校則

(趣旨)

第1条 城東中学校の生徒が安全・安心に学校生活を送り、様々な活動を通じて社会性や人間性を身に付けることを目指し、次の校則を定める。

(校則についての基本的な考え方)

第2条 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものとし、別途、「城東中学校における校則についての基本的な考え方」に示す。

(運用規則の策定)

第3条 この城東中学校校則を本則とし、別途、次のように「運用規則」を定める。「運用規則」は、①「望ましい身だしなみ」②「生活の決まり」③「自転車通学に関する規則」とする。

(服装や頭髪等)

第4条 中学生としてふさわしい服装や髪型を心がけ、城東中学校既定の標準服を正しく着用する。また、服装や頭髪に関しては別途、「運用規則」①「望ましい身だしなみ」を定める。

(校内生活)

第5条 校内での生活に関しては別途、「運用規則」②「生活の決まり」を定める。

(通学方法)

第6条 登下校は徒歩通学を原則とするが、許可を受けた生徒は、自転車で通学することができる。また、自転車を利用するものは別途、「運用規則」③「自転車通学に関する規則」に従わなければならない。

附則 令和7年10月31日施行